

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成28年7月28日(2016.7.28)

【公表番号】特表2014-513220(P2014-513220A)

【公表日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【年通号数】公開・登録公報2014-028

【出願番号】特願2014-502988(P2014-502988)

【国際特許分類】

E 05 B 83/36 (2014.01)

【F I】

E 05 B 65/20

【誤訳訂正書】

【提出日】平成28年6月2日(2016.6.2)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

この方法では、レバーの転換点が2つの安定位置の間に配置される。この転換点の領域において、バネ要素は偏向面により片面側に最大の偏向を生じる。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0015

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0015】

実際には、転換点は最大偏向の結果として、バネ要素が発生させている最大の力であってレバーの力に対向するものに相当する。そして、転換点から両方向にバネ要素により生じた反力は、転換点領域のものより小さいので、転換点に対してレバーは常に一又は他の方向に動こうとする。これは位置固定部が双安定であることを意味する。2つのそれぞれの安定位置は、バネ要素がレバーに反力を働かせない位置か、又はわずかな反力を働かせる位置に相当し、当該レバーは結果として効果的に各安定位置となるからである。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0016

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0016】

一般的に、転換点は2つの安定位置の間の中央に位置付けられる。この中央位置は旋回角度領域と対比して提供される。端部及び中央転換点における安定位置の範囲の所定の旋回角度領域に加え、各安定位置を超えたオーバートラベル領域が存在する。このオーバートラベル領域において、バネ要素は2つの面で偏向するようになる。これはオーバートラベル領域において、バネ要素が2つの方向に偏向することを意味しており、旋回位置又はレバーの回転軸又は各軸上に搭載された旋回レバーに対して、径方向外側及び径方向内側の2方向を意味する。一方、バネ要素は転換点及び2つの安定位置の間で径方向外側に偏向するようになる。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 3 3

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 3 3】

転換点 K の領域におけるバネ要素 5 において、図 1 に示されるように、径方向外側の一方の偏向が最大となることは明らかである。同時に、転換点 K は図 2 及び図 3 に示される安定位置 E、すなわちそれに相当する各端部位置 E の間に存する。所定の旋回角度領域 9 に関し、転換点 K は 2 つの安定位置又は 2 つの端部位置 E の間の略中央に位置付けられ